

「経営者保証に関するガイドライン」にかかる当行の取組方針

株式会社七十七銀行は、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会および日本商工会議所）が公表しております「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「『経営者保証に関するガイドライン』にかかる当行の取組方針」を定め、金融仲介機能の発揮ならびに金融円滑化の促進に向け、引き続き適切に対応してまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図ってまいります。

2. 誠実な説明

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を求めない可能性について真摯に検討いたします。また、経営者保証が必要であると判断した場合には、経営者保証が必要となる理由、経営者保証の変更・解除の可能性を高めるための改善方法および保証債務履行時の対応等について、お取引先にご理解いただけるよう誠実に説明を行います。

3. 保証契約見直しへの対応

既存の保証契約の見直しに関するお申し出を受けた際には、変更・解除の可否について真摯に検討を行い、お取引先に対し、その検討結果について、誠実に説明を行います。

4. 保証債務整理への対応

保証人の方から「経営者保証に関するガイドライン」に則った保証債務整理の申し立てを受けた場合は、関係する他の金融機関、外部専門家および外部機関と連携し、当該保証債務整理の手續成立に向けて誠実に対応いたします。

5. 役職員への浸透・定着

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容について、定期的な行内研修などにより、役職員への浸透・定着を図ってまいります。

以 上